



登戸まちづくり

No.108

 **編集・発行**
川崎市登戸区画整理事務所
〒214-0014
川崎市多摩区登戸1891番地1
(第3井出ビル4階)
電話 044 (933) 8511
FAX 044 (934) 3881

登戸駅前広場が完成しました！



▲【駅前広場全体図】



▲【レインガーデンイメージ図】



▲【駅前広場写真】

「のぼり」と「ガーデン」に決定し、歩先をひらく、ホツと一息つける、ちょっと立ち寄りたくなる、軽やかで親しみやすい駅前広場」となるよう思いを込めました。また、愛称は、地名の「のぼり」と、心身のリフレッシュを意味する「リトリート」という言葉を合わせ、親しみやすく「のぼり」とし、みどりあふれる空間としての広場を大きな庭と捉えた「ガーデン」という言葉を組み合わせました。

川崎市多摩区の登戸駅前広場において、令和5年10月から整備を進めていたロータリーや植栽等の整備が完了し、令和8年7月1日（水）から駅前広場の利用を開始しました。

登戸駅前広場は、路線バスやタクシーだけでなく様々な移動手段が使いやすい駅前空間づくりや、生田緑地の玄関口にふさわしい駅前の「おもてなし空間」の創出に向け、駅前広場としては市内初の「レインガーデン」を含む、豊かな植栽とガーデン灯やベンチといったファニチャーなどを設置し、憩いを感じる空間形成を進めてきました。

カフェの概要

- 施設名称 NOBORITO ROOF PARK CAFÉ&BAR
○施設概要 飲食施設（カフェ）
○営業時間 （令和8年8月時点）
日/祝 9:00～18:00 火・水・木 9:00～20:00
金・土 9:00～22:00
- ※毎週月曜定休日、季節や状況により、営業時間が変更となる場合がございます。
- ※カフェが営業している時間内及び定休日である月曜日 10:00～18:00 であれば、トイレが利用できます。



▲【カフェ写真】

登戸土地区画整理事業により令和7年3月に完成した登戸つくりと公園（多摩区）において、公園のさらなる魅力向上を図るため、本市初となる、地域の方に利用される身近な街区公園での都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）を活用したカフェの整備を進め、レオパンプン期間を経て、令和8年5月12日（火）にグランドオープンしました。



みんなで遊んでまちをひんやり涼しくしよう！

↓ 打ち水イベント・こども縁日を開催しました ↓

7月11日（土）、登戸2号線の道路空間と89街区（三菱UFJ銀行の横）を会場に、「打ち水イベント・こども縁日」を開催しました。打ち水に295名、こども縁日に212名、延べ507名のこどもたちが参加し、夏のまちなかに元気な声が響きわたりました。

打ち水は、地面に水をまいて涼をとる昔ながらの知恵です。会場には複数のプールを用意し、しゃぼん玉の演出も行いました。水鉄砲を手にしたこどもたちが道路いっぱいになり、保護者の皆さまも一緒になって、思いきり水遊びを楽しみました。ふだんは車が行き交う道路が、この日はこどもたちの遊び場になりました。

打ち水の後は、多くの参加者が89街区のこども縁日へ移動しました。3つの縁日ブースと2台のキッチンカーにぎわい、休憩スペースでは涼みながらゆっくり過ごす姿も見られました。道路空間から管理用地へと人が流れ、二つの会場が続けてにぎわいました。



向ヶ丘遊園エリアプラットフォームに登戸そだて隊が企画・運営し開いた。沿道の皆さまのご理解とご協力に、厚くお礼申し上げます。今後も、身近な道路や管理用地を活用し、地域の皆さまが集い、交流できるまちづくりの取組を進めてまいります。



事業に関するお知らせ

●境界点の復元測量を実施しています

仮換地の境界点を復元するための測量を実施しています。測量作業の際、皆様の敷地に立ち入らせていただく必要があります。対象の方には事前にお知らせした上で作業を進めていきますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願ひします。

●清算金の徴収・交付について

土地区画整理事業において、区画整理前の「従前の土地」と区画整理後の「換地」との間に生じる不均衡を是正するための清算金は、換地計画で定められ、換地処分公告の翌日に金額が確定するもので、その後に徴収・交付の手続を行います。

換地処分公告の日に登記されている土地所有者や施行者（川崎市）に届け出られている借地権者等の方が、清算金の対象者となります。

また、従前の土地が私道などの換地を定めない土地の所有者の方については、清算金の交付が生じる場合があります。

もし、土地所有者や借地権者の方が亡くなられている場合は相続人の方が対象者となりますので、【換地担当】にお知らせください。

●換地計画案の権利者への個別説明について

登戸土地区画整理事業地区内の権利者の皆様に土地の権利の移行、新たな地番、清算金額などが記載された換地計画案の内容をご理解いただくための個別説明を、9月28日から令和9年1月頃にかけて行います。

この個別説明にあたり、権利者の皆様には換地計画案に係る書類とともに個別説明の日時を記載したお知らせを段階的にお送りしますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願ひします。

●今後のスケジュール

令和8年度 換地計画案の事前通知

（新たな地番・清算金額等のお知らせ）

換地計画案の縦覧

令和9年度

換地処分通知、換地処分公告

※換地処分公告の翌日から

権利の変動（相続・売買等）、建築行為に係る手続等について

●権利の変動について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、相続や売買等により、所有権や借地権などの権利の変動がある場合は【換地担当】にお知らせください。必要な手続等をご案内します。

なお、令和6年4月1日から相続（遺言による場合を含みます。）によって不動産を取得した相続人は、相続登記の申請が義務化されています。詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。

●建築行為等の許可について

登戸土地区画整理事業地区内は、事業を円滑に推進するため、土地区画整理法第76条に定める建築行為等の制限を行っています。

建築行為等の制限の内容

- 一 土地の形質の変更（土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状及び地質の変更）
- 二 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- 三 政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

これらの行為は原則として許可が必要になりますので、建築行為等を計画されている方は、事前に【換地担当】にご相談ください。

●業者等からの仮換地情報などの問合せについて

登戸土地区画整理事業地区内の不動産の相続や売買等に伴い、業者等から当事務所に仮換地情報などの個人情報についての問合せが多くあります。

当事務所では、権利者の同意を得ていない場合、第三者に対して仮換地情報などの提供は行いません。

当事務所が業者等に仮換地情報などを提供する場合は、権利者の同意文書（委任状）が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

無料専門相談について（予約制）

登戸区画整理事務所では、専門家による次の無料相談を月に1回（1月及び8月を除く。）実施しています。

相談を希望される方は、相談日を確認いただき、事前に【庶務担当】に相談の上、予約していただきます。

なお、予約は原則、相談日の1週間前までとなっていますので、注意してください。

相談	相談日	予約締切日
無料法律相談 【相談員】 藤田 勝氏 (弁護士)	10月13日(火)	10月7日(水)
	11月10日(火)	11月4日(水)
	12月8日(火)	12月1日(火)
	2月9日(火)	2月2日(火)
無料不動産相談 【相談員】 石田 茂氏 (不動産鑑定士)	3月9日(火)	3月2日(火)
	10月14日(水)	10月7日(水)
	11月11日(水)	11月4日(水)
	12月9日(水)	12月2日(水)
無料財務相談 【相談員】 福田 一弘氏 (税理士)	2月10日(水)	2月2日(火)
	3月10日(水)	3月2日(火)
	10月15日(木)	10月8日(木)
	11月12日(木)	11月5日(木)
	12月10日(木)	12月3日(木)
	2月18日(木)	2月10日(水)
	3月18日(木)	3月11日(木)

【場所】：登戸区画整理事務所【時間】：午後1時30分～午後4時

※令和8年度下半期の日程を記載しています。

※事前予約が必要で、予約なしでの相談は受け付けておりません。

※申込状況によつては、翌月以降の相談とさせていただきます。

※相談内容は、区画整理事業に関する事に限ります。

※相談員の都合等により日程が変更されることがあります。

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所

電話 044-933-18511（代表）

●無料相談・・・（庶務担当）933-18511

●事業計画・・・（企画担当）933-18512

●権利変動、清算金、建築行為等許可（換地担当）933-18571

●エリアプラットフォームに関する事

・・・【まちづくり事業調整担当】933-18580

●道路及び宅地工事・・・【工事担当】933-18581



（※）登戸土地区画整理事業ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-12-2-7-1-0-0-0-0-0.html>